



桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

◆ 11月の税務と労務

- 国 税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税／9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税／3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 11月30日
- 地方税／個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	・	・	・

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

滞納処分免脱罪 税金を滞納した場合、財産の差押えなどの滞納処分が行われることがあります。その際、財産を隠蔽するなど滞納処分の執行を免れようとする悪質な事案等について適用される罰則が滞納処分免脱罪で、3年以下の懲役または250万円以下の罰金が科されます。令和3年度は4件(7人(社))が同罪で告発されています。

知っておきたい 保険と税の 基礎知識

今回は、保険の仕組みと保険料、保険金の税務処理等の基礎について見ていきます。

一 生命保険の仕組み

保険は、加入者から保険料を集め、万が一のことが起こった場合に、集めた保険料の一部を使用して、その損失を補填してもらうという、相互扶助という仕組みで成り立っています。

生命保険には、①死亡や高度障害になったときの備え、②病

手術費用の保障、③要介護状態になった場合の備え、④ケガや病気などで長期間働けなくなつたときの収入減少の保障、⑤貯蓄、の5つの役割があります。様々な種類の保険商品が販売されていますが、基本的には被保険者が死亡や高度障害状態になった場合に保険金が受け取れる「死亡保険」、被保険者がある一定期間生存していた場合に保険金が受け取れる「生存保険」、保険期間中に死亡・高度障害状態になると死亡・高度障害保険金、満期まで生存すると満期保険金が受け取れる「生死混合保険」の3種類に分類できます。

二 損害保険の仕組み

損害保険は、自動車事故や火災など、偶然のリスクによって生じた損害をカバーする保険です。

生命保険の場合、亡くなつたり入院したりした場合に、あらかじめ契約で決められた金額が支払われます。一方、損害保険は、あらかじめ決められた金額ではなく、事故が発生したときの実損額を支払う「実損払方

式」が中心です。

法人向けの損害保険には、様々な種類があります。企業の財産に関する保険としては、火災などの事故によって、会社のオフィスや機械などに被害を受けた場合や商品が盗難などにあつた場合に、被害を補償するものなどがあります。損害賠償責任に関する保険は、製品の不具合によってその製品を使用した人がケガをするなどの被害が生じた場合に対応する保険などがあります。

その他、営業がでなくなつた時の損害を補償する保険や、従業員のケガに対する補償をする保険、不測かつ突発的な事由によってイベントが中止になつた場合の損害を補償する保険など、損害保険は多岐にわたります。

三 保険料の払い込み方法

生命保険料の払い込み方法は、毎月払い込む「月払い」、半年ごとに払い込む「半年払い」、毎年1回払い込む「年払い」、契約時に保険期間全体の保険料を払い込む「一時払い」などがあ

ります。払い込み方法は、契約時に選択しますが、契約の途中で変更することもできます。年払いや半年払いの払い込み方法を選択した場合、解約などで保険契約が消滅したり、保険料の払い込みが免除されたりすると、未經過の保険料相当額が返還されます。これは、平成22年4月以降の契約について適用されます。ただし、月払いや一時払いなどの場合は、保険料の返還はありません。

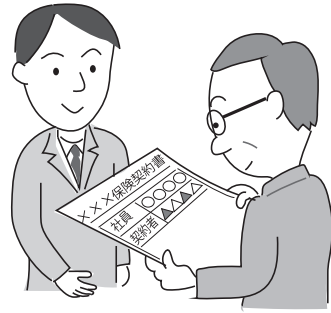
損害保険料の払い込み方法は、保険期間を1年とする一時払いが基本ですが、保険期間を3年や5年などとする長期契約や、保険料を1月ごとなどに分割して払い込む分割払いもあります。

四 保険料の税務上の取扱い

(1) 生命保険

生命保険の保険料を支払った場合の法人税法上の取り扱い、保険の内容、契約者・被保険者・保険金の受取人が誰か、保険料の払い込み方法などによって異なります。

例えば、契約者と受取人が法



人で、被保険者がその法人の役員や従業員とする定期保険の場合、その保険の保険料は保険期間の経過に応じて損金算入することができません。もし、この保険の保険料を一時払いした場合には、保険料を支払った日の属する事業年度の保険期間に対応する保険料を損金算入し、残額は前払保険料として資産に計上します。資産計上した前払保険料は、翌事業年度以降にそれぞれ保険期間に対応する金額を取り崩して損金算入します。

(2) **損害保険**

損害保険の保険料についても、保険の内容や契約者・保険金受取人などによって取り扱い

が異なります。例えば傷害保険の場合、契約者と保険金受取人を法人に、被保険者を役員または従業員とした場合には、支払った保険料は期間の経過に応じて損金算入されます。

同じ傷害保険でも、契約者が法人で被保険者と保険金受取人をその法人の役員または従業員（死亡保険金の場合はその遺族）とした場合には、支払った保険料は福利厚生費として支払った期間の経過に応じて損金算入されます。ただし、役員または特定の従業員だけを被保険者としている場合には、その役員または特定の従業員に対する給与になります。

五 短期前払費用保険料

一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、事業年度終了のときにまだ提供を受けていない役務に対応するものを、前払費用といいます。

前払費用の額は、基本的にはその事業年度に損金算入することができません。しかし、法人が支払った日から1年以内に提

供を受ける役務についての前払費用を支払った場合には、支払った金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入していることを条件に、損金算入が認められます。これを短期前払費用の特例といいます。

この特例が認められる費用には、土地や建物の賃料やシステムのリース料、保険料などがあります。一方、電子版以外の雑誌の年間購読料や税理士などの顧問料は、この特例を適用することができません。

なお、この短期前払費用の特例は、「支払日」から1年以内に提供を受ける役務にかかるものに適用が限られますので、注意が必要です。（下表参照）

六 保険金の税務上の取扱い

契約者と受取人が法人で、被保険者がその法人の役員や従業員とする傷害保険についての保険金や配当金を受け取った場合、受け取った金額は益金に算入されます。益金に算入する時期は、支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度で

短期前払保険料のケーススタディ
(法人の火災保険料で、契約期間が5年のものについて)

支払方法	特例の適用	理由
月払いで月末に翌月分を支払う	○	
毎年3月に1年分（4月から翌年3月分）を支払う	○	
毎年2月に1年分（4月から翌年3月分）を支払う	×	役務の提供期間（4月から翌年3月）が支払時（2月）から1年を超えるため
3月に、5年分を一括で支払う	×	役務の提供期間が1年を超えるため

す。

傷害保険で、契約者が法人で被保険者と保険金受取人をその法人の役員または従業員（死亡保険金の場合はその遺族）とした場合に、被保険者の死亡によって遺族が保険金を受け取ったときは、受け取った死亡保険金はみなし相続財産となり、相続税の課税の対象になります。

源泉徴収

給与が一部未払の場合

給与等の支払者は、給与の支払の際に所得税及び復興特別所得税（以下、「所得税等」といいます）の額を計算し、支払金額からその所得税等の額を差し引いて国に納付します。これを源泉徴収制度と言い、源泉徴収された所得税等の額は、一定の所得を除き、最終的にはその年の年末調整や確定申告によって精算されます。

1 源泉徴収をする時期

所得税等の源泉徴収をする時期は、現実には源泉徴収の対象となる所得を支払うときとなります。したがって、給与の支払が確定していても、現実には支払わなければ原則として源泉徴収をする必要はありません。つまり、給与の一部が未払いとなっている場合には、実際に支払う給与等の金額に対応する部分の所得税等については源泉徴収し納付する必要がありますが、未払いの部

分については不要です。

ただし、役員に対する賞与は、支払の確定した日から1年を経過した日において支払があったものとみなして源泉徴収を行い、納付をしなければなりません。

2 一部未払の場合の源泉徴収の計算方法

給与が一部未払の場合の源泉徴収の金額を具体的な金額を用いて確認します。

① その月に支払うべき給与等の金額を「給与所得の源泉徴収税額表」に当てはめて所得税等の額を求めます。例えば、給与の総支給額が30万円（うち10万円が未払とします）、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が25万円、源泉徴収税額を3,300円と仮定します。

② 求めた所得税等の額に、支払うべき給与等の金額を分母、実際に支払った給与等の金額を分子とした割合を掛けます。

（支給分）

$3,300 \text{円} \times 200,000 \text{円} / 300,000 \text{円} = 2,200 \text{円}$

（未払分）

$3,300 \text{円} \times 100,000 \text{円} / 300,000 \text{円} = 1,100 \text{円}$

前受金や前払金などがあるときの消費税の取扱い

課税資産の譲渡等や課税仕入を行った場合に、代金の前受や前払が発生することがあります。消費税の計算において、課税資産の譲渡等に係る前受金や未収金等の譲渡等の時期や、課税仕入に係る前払金や未払金等の課税仕入れの時期はいつになるのでしょうか。

これらの前受金や前払金等については、所得税や法人税の場合と同様に、入出金の時期に関わらず、資産の引渡しやサービスの提供があった時に認識することとされています。ただし、前払費用のうち、支出した時に必要経費や損金算入することが認められている短期前払費用については、その支出した時期に課税仕入れに含めることになります。

なお、青色申告者で所得税法上の現金主義の適用を受けている小規模事業者は、入出金の日を資産の譲渡等の時期とすることができます。

稼働休止資産の減価償却

Q 弊社には、生産量の調整のため稼働を休止している機械があります。この機械の減価償却は可能でしょうか。

A 減価償却資産は事業の用に供しているものをいいます。よって、稼働を休止している資産については、原則として償却することができません。ただし、稼働を休止している資産であっても、その休止期間

中に必要な維持補修が行われており、いつでも稼働できる状態にあるものは、減価償却資産に該当するものとして償却することができるとが、他の場所において使用するために移設中の固定資産については、その移設期間が移設のために通常要する期間であると認められる限り、償却を継続することができません。